

指定管理者制度導入に関する指針

平成19年12月

和 泊 町

目 次

1	指針の目的	1
2	指定管理者制度の概要	1
3	指定管理者制度の導入に向けて	2
4	例規の整備	3
5	指定管理者の募集要項に関すること	4
6	指定管理者の選定	7
7	指定管理者の指定	8
8	協定の締結	8

1 指針の目的

この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2及び和泊町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、公の施設の所管課等において、指定管理者制度を導入する際の標準的な事務が円滑に処理できるように定めるものである。

2 指定管理者制度の概要

(1) 制度の主な内容

	管理委託制度	指定管理者制度
管 理 主 体	<ul style="list-style-type: none">・ 公共的団体(農協, 自治会等)・ 公共団体(市町村, 土地改良区等)・ 地方公共団体の1/2出資法人等	<ul style="list-style-type: none">・ 株式会社等の民間事業者・ その他の団体(NPO等)・ 個人は不可
条 例 での 規 定	<ul style="list-style-type: none">・ 条例の定めるところにより, その管理を受託することができる。 (委託の条件, 委託の相手方等)	<ul style="list-style-type: none">・ 条例の定めるところにより, 指定管理者に管理を行わせることができる。 (指定手續, 管理の基準, 業務の範囲等)
指 定 の 方 法	随意契約により決定	議会の議決により決定
利 用 料 金 制 度	可	可
事 業 報 告 書	なし	毎年度終了後提出
町との法的関係	委託契約	「指定」という行政処分により, 管理権限を委任する。

3 指定管理者制度の導入に向けて

(1) 制度導入における考え方

公の施設における指定管理者制度の導入については、制度を導入しようとする施設の設置目的、態様、特殊性を考慮し、従来の管理運営の形態にとらわれることなく、最小の経費で最大の効果が発揮できる施設の管理運営方法について検討を行うこととする。

また、指定管理者の募集、選定過程等については、各施設所管課等が説明責任を負うものであるため、事務処理における透明性、公平性の確保に留意する必要がある。

〈直営で管理すべき施設〉

- ① 個別法の規定により，管理者が町に限定されている施設
- ② 公募しても指定管理者として適切な団体がない施設
- ③ 民間事業者等が管理することに対し，町民の理解が得られない施設

〈指定管理者による管理が望ましい施設〉

- ① 民間事業者等の経営ノウハウにより，利用者へのサービス向上が期待できる施設
- ② 民間事業者等への管理の委託により，コスト削減(又は収入増)が期待できる施設
- ③ 単純な管理業務が主となっている施設

(2) 指定管理者制度導入施設の決定

指定管理者制度導入にあたっては，各所管課において，担当者が中心となり，これまでの運営実績や今後の運営に関する経費等の試算データを基に，様々な観点から検討を行い，導入の可否を決定する。

〈導入の判断基準〉

- ① 直営と比較して，サービスの質の維持以上が可能であるか。
- ② 利用者のニーズに合ったサービスの向上が期待できるか。
- ③ 制度導入により，管理運営に関するコスト削減が期待できるか。
- ④ 個別法等の制限がないか。
- ⑤ 制度導入により，町又は利用者が不利益を被る可能性がないか。

(3) 指定管理者制度の導入方針

① 公募による選定

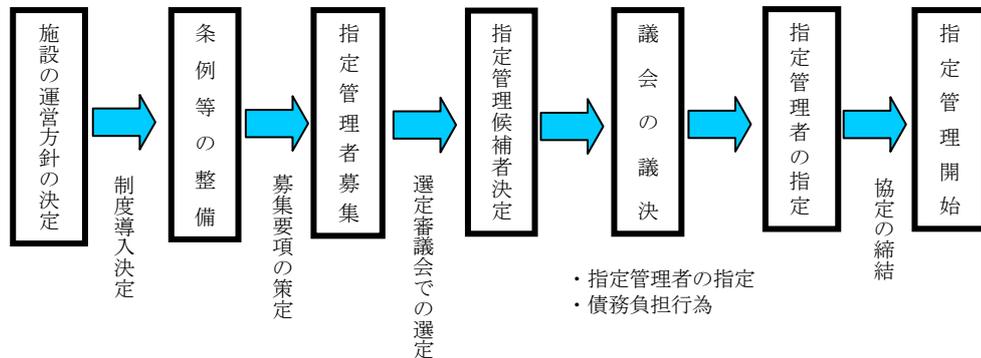
民間のノウハウにより，サービスの向上や管理運営に関するコスト削減が期待できる施設

② 非公募による選定

- ・ 施設の性格，規模及び機能により公募が適さないと認められるとき。
- ・ 公募に対し申請する団体がないとき。
- ・ 申請した団体の中に適当な団体がないとき。
- ・ 指定管理候補者に選定された団体を指定することが不可能となり，又は指定することが著しく不適當と認められる事情が生じたとき。
- ・ その他町長が特に認める施設

(4) 指定管理者制度導入スケジュール

詳細については、資料1のとおりである。



4 例規の整備

(1) 条例の整備

指定管理者制度を導入するにあたり、指定の手続き、管理の基準、業務の範囲、その他必要な事項の各事項を条例に規定する必要がある。

指定の手続き等の共通な事項については、和泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）で制定済みである。（平成17年12月）

公の施設は、個別の施設により内容等が異なることから、個別の設置及び管理に関する条例（以下「設置条例」という。）の改正を行わなければならない。

(2) 個別の設置条例の改正

① 指定管理者による管理

見出しを「指定管理者による管理」とし、「施設の管理は、法人その他の団体であって、町長が指定するものにこれを行わせることができる。」という表現で統一し、規定するものとする。

② 管理の基準

- ・ 利用時間、休館日、利用制限の要件等
- ・ 利用許可の基準
- ・ その他施設の適正な管理のために特に必要な事項

管理の基準は、主たるものを個別の設置条例又は規則で規定し、具体的事項については、募集要項や協定書において規定することとする。

③ 業務の範囲

指定管理者が行う業務の具体的範囲を明確にする。

④ 利用料金制

利用料金制とは

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、指定管理者が施設の利用に係る料金を収入として収受できる制度である。

従来の施設の運営は、委託契約に基づく経費の範囲内で管理運営を行っており、その場合、施設利用などの収入は、運営経費として活用することができず、地方公共団体の歳入となってしまうため、経営努力を発揮しづらい面があった。しかし、指定管理者による利用料金制の特徴は、利用料などが直接管理者の収入となり、経営に直接反映できるため、管理者の創意工夫の余地が広がり、コスト面での効率化やサービスの向上につながるものと考えられる。

利用料金の額について

地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定の原則を適用して、「あらかじめ当該利用料金について当該地方公共団体の承認を受けて指定管理者が定めるものとする」と設置条例で規定しない場合は、条例で具体的に定める必要がある。(逐条より)

5 指定管理者の募集要項に関すること

(1) 募集方法

募集要項の内容については、関係課と十分な協議を行うこと。

原則として、公募とするが、当該施設の性格又は設置目的等から公募によらない方法もとることができる。その場合、公募によらない理由を明確にしておくべきである。

(2) 募集

募集については、当該施設の担当課等において募集要項を作成して行うものとし、町のホームページ、広報誌、S S T V 等へ掲載するなど、広く周知する。

なお、募集要項への記載事項は、施設の性格等を勘案して設定するが、その内容は次のとおりである。

【募集要項記載項目例】

- ① 募集を行う施設の概要
- ② 申請受付期間及び申請先その他申請の方法
- ③ 管理の基準
- ④ 管理業務の範囲及び内容
- ⑤ 指定管理期間
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、公募に関し町長等が必要と認める事項

① 募集を行う施設の概要

名称，所在地，施設の規模，施設の内容，設置目的

② 申請受付期間及び申請先その他申請の方法

申請書類，募集要項の配布期間等

③ 管理の基準

ア 管理の基準の具体的内容

設置条例等に規定する管理の基準及び協定等で定める遵守事項等について，具体的に決定する。(休館日，利用時間等)

④ 管理業務の範囲及び内容

ア 業務の範囲

設置条例等に規定する業務の範囲の内容について，具体的に決定する。

⑤ 指定管理期間

指定管理期間は，当該施設の管理業務の内容を考慮し，期間を設定する。
基本的には，施設の管理が適切に行われているかを定期的に見直す機会を設けるため，原則として3年から5年とする。

⑥ 前各号に掲げるもののほか，公募に関し町長等が必要と認める事項

選定方法，選定基準等，利用料金制の有無，応募者の資格要件，指定管理者と町との責任分担，審査基準，審査方法等である。

審査基準

資料2のとおりとする。

審査方法

審査方法は，各施設の所管課等が書類審査を行う。

町長が必要と認めたときは，指定管理候補者を選定するにあたって，規則で定める和泊町指定管理者選定審議会の意見を聴くことができるものとする。(条例第4条第2項)

申請書類について

【申請書類の内容例】

- ① 申請書（条例施行規則第1号様式）
- ② 事業計画書
 - ・管理に係る方針及び運営方法
 - ・管理に係る人員その他の管理体制
 - ・管理に係る業務の収支予算
 - ・サービスの向上に関する事項
 - ・その他公の施設の有効な利用及び適切な管理の実施に関する事項
- ③ 年間の事業計画，スケジュール
- ④ 個人情報保護に関すること
- ⑤ 関係書類
 - ・団体等の経営状況を説明する書類
 - ア 現年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
 - イ 前年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類
 - ウ 前年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
 - ・町長等が特に必要と認める書類
 - ア 定款，寄附行為，規約その他これらに類する書類
 - イ 法人にあっては当該法人の登記簿謄本，法人以外の団体にあっては団体の役員名
 - ウ その他町長が指示する書類

募集の期間は、周知及び応募書類の作成に十分な期間を確保する必要があることから、原則として1月以上とする。

(3) 応募者の資格要件

当該施設の性格，規模等を勘案し，必要な要件の追加，修正等を検討した上で設定する。

【応募者の資格要件例】

- ① 法人又はその他の団体であること。
- ② 事務所の所在地に係る市町村民税，消費税，地方消費税等を完納している団体であること。
- ③ 本町に事務所を有するもの。
- ④ 複数の団体がグループを構成して応募する場合は，代表団体を定めてください。この場合，代表団体は本町に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体で，グループにおける責任割合が最大であることが必要です。

【応募できないもの】

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）の規定により本町における一般競争入札等の参加資格を制限されていること。
- ④ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがあること。
- ⑤ 施設を管理するに当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有する者がいないこと。

6 指定管理者の選定

(1) 指定管理者選定審議会

- ① 指定管理候補者の選定を行う和泊町指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）を設置する。
- ② 委員は、副町長、総務課長、担当課長、学識経験者、その他町長が必要と認める者を含め、10 名以内の委員をもって組織する。
- ③ 選定審議会に委員長を置き、副町長をもって充てる。
- ④ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が職務を代理する。

（条例施行規則第 6 条）

(2) 選定方法

- ① 応募者の中から、選定審議会において当該施設の管理に最も適したものを選定し、各施設所管課等が指定管理候補者として決定する。
- ② 選定審議会での選定は、募集要項で定めた審査基準及び選定方法で行う。
- ③ 選定結果について、応募者全員に選定結果を通知し、ホームページにおいて公表する。

(3) 選定審議会の議事等

- ① 選定審議会は、原則公開とする。ただし、応募者の秘密に属する情報又は個人情報については、公開しないことができる。

- ② 応募者が保有又は作成した企画書その他これらに類する書類のうち、公開することにより応募者の利益又は権利その他阻害する恐れのある書類については、公開しないことができる。

7 指定管理者の指定

(1) 議会の議決

当該施設の所管課等は、指定管理候補者が決定したときは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得るための手続きを速やかに行う。

(2) 議決事項

議決を要する事項は、次のとおりである。

- ① 指定管理者に管理を行わせる公の施設名称
- ② 指定管理候補者名称
- ③ 指定期間

(3) 指定管理者の決定

指定管理者の指定は、議会の議決を得た後、指定の相手先へ指定管理者指定書（条例施行規則第6号様式）により行うものとする。

指定を行ったときは、遅滞なく告示することとする。

8 協定の締結

(1) 協定の締結

管理業務等の詳細について、町と指定管理者との間で協定を締結する。

協定には、基本協定と年度協定があり、協定を締結する際、基本と年度の両方を締結し、次年度からは年度のみ締結する。ただし、協定の締結は、原則として、指定期間の始期に当たる日より前に締結する。

(2) 協定記載事項

協定書に記載する具体的内容は、次のとおりである。

【基本協定書記載事項例】

- ① 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- ② 指定管理者の行わせる業務の範囲
- ③ 指定管理者の行わせる管理の基準
- ④ 指定管理者の管理を行わせる期間
- ⑤ 事業計画書及び事業報告書に関する事項
- ⑥ 町が支払うべき管理費用（指定管理料）に関する事項
- ⑦ 利用料金に関する事項
- ⑧ 指定管理者と町との負担区分
- ⑨ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑩ 情報公開及び個人情報の保護に関する事項
- ⑪ 災害発生時における対応に関する事項
- ⑫ 指定管理者の原状回復に関する事項
- ⑬ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑭ その他町長が必要と認める事項

(3) 指定管理料の取扱い

指定管理者が管理を行うために必要な経費は、施設の特性に応じて次のいずれかの方法により取り扱うこととする。

- ① 全て利用料金で賄う。
- ② 全て設置者たる町からの支出金で賄う。
- ③ 町からの支出金と利用料金で賄う。

(4) 事業報告書

毎年度終了後、管理業務の実施状況や利用の状況、利用料金収入の実績や管理経費等の収支状況、当該施設を利用して実施した自主事業の実施状況を提出させるものとする。

提出された事業報告書等により、指定管理者の業務及び当該施設を利用して行った自主事業について評価を行い、次年度以降の管理業務に反映させるものとする。

指定管理者の業務についての評価を行うときは、指定管理者選定審議会を活用するなど、外部の意見も聴取するものとする。